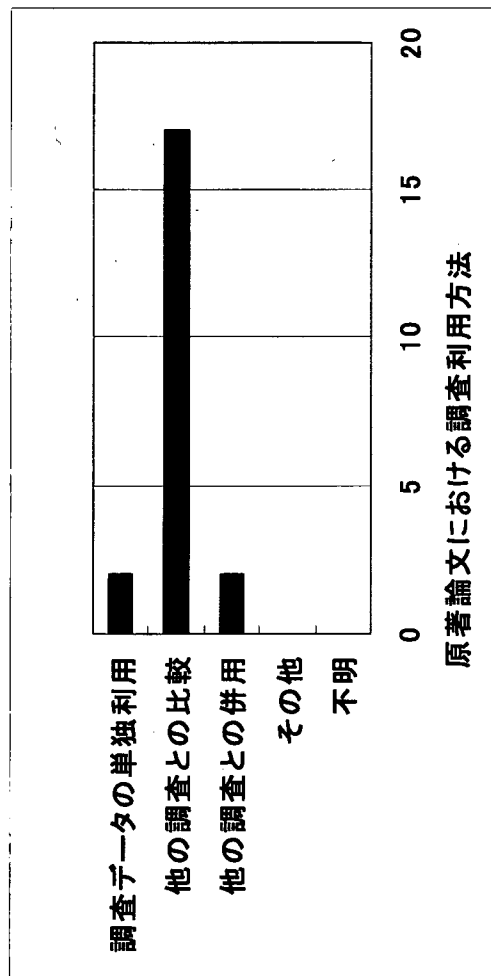


原著論文での利用データ (複数利用あり)

DMF (dmf) 歯数	12
現在歯数	9
歯肉の状況	3
齲蝕罹患率	2
20本以上の残存歯数	2
無歯顎者率	2
欠損補綴状況	1
不明	2

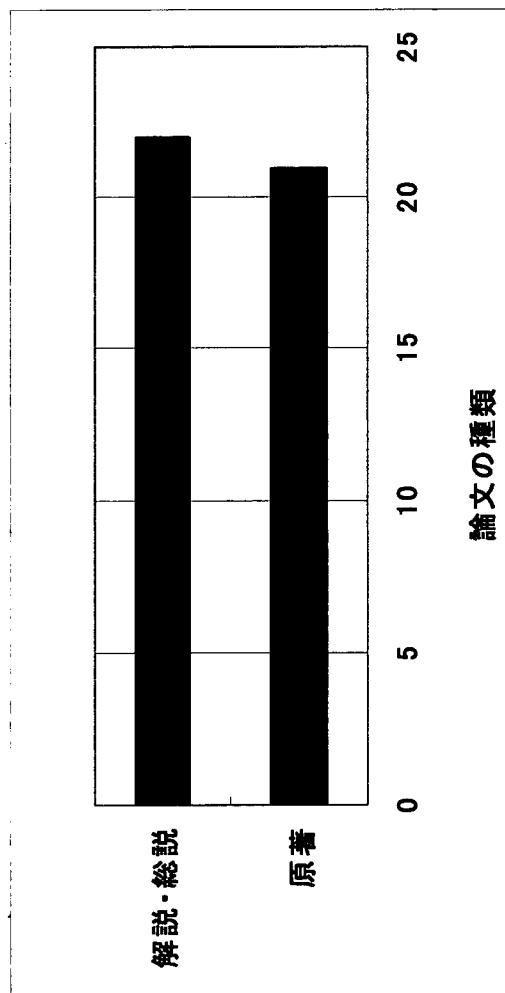


併用された調査 (複数利用あり)

推計人口	1
医師・歯科医師・薬剤師調査	1
国民栄養調査	1

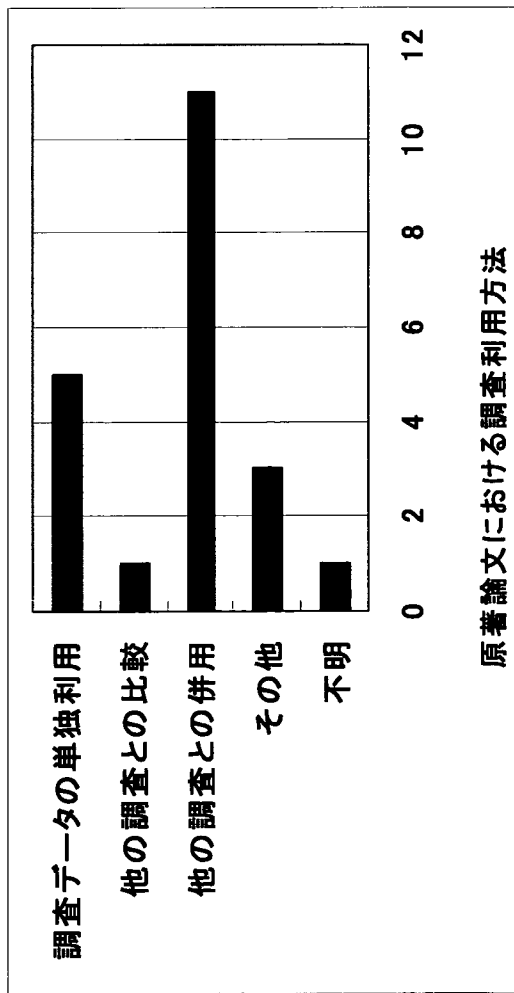
図4. 歯科疾患実態調査の活用状況

原著論文での利用データ（複数利用あり）



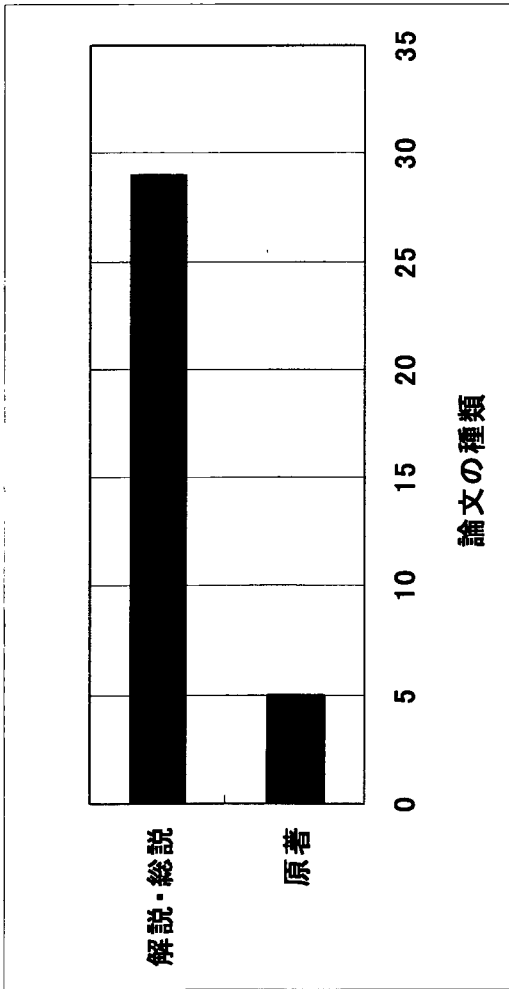
備病名	6
患者数	5
受療率	3
患者の住所	2
入院患者数	2
入院発生率	1
退院患者数	1
退院率	1
在院日数	1
受療の種類	1
紹介の状況	1
その他	1

併用された調査（複数利用あり）



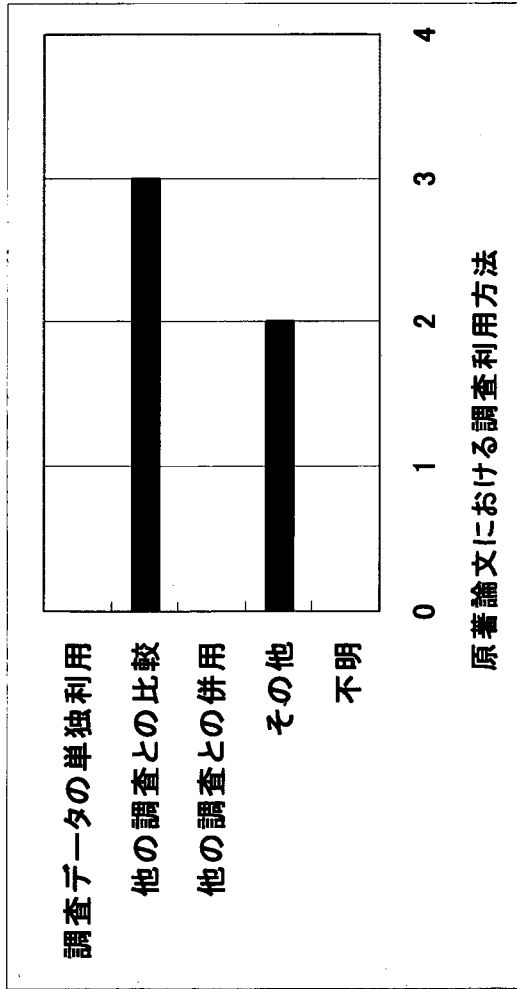
医療施設調査	3
社会医療診療行為別調査	2
特定疾患治療研究医療受給者調査	1
人口動態統計	1
家計調査	1
地域保健老人保健事業報告	1
都道府県の指標	1
人間ドック健診成績	1
病院医療システム	1
要介護認定率	1
国民医療費	1

図5. 患者調査の活用状況



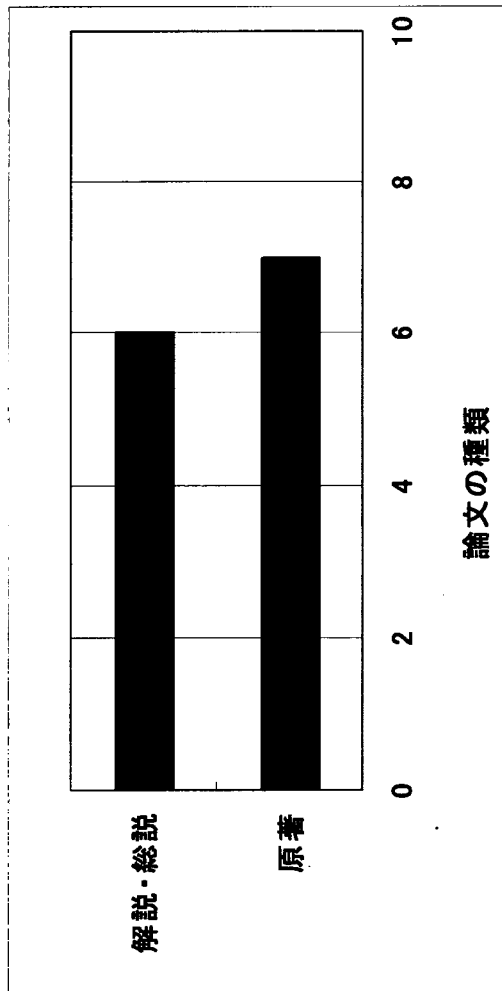
原著論文での利用データ（複数利用あり）

BMI	1
栄養摂取状況	1
食品群別摂取量	1
料理区分別摂取量	1
鉄摂取量・血清フェリチン濃度	1
喫煙率	1
調査項目全般	1



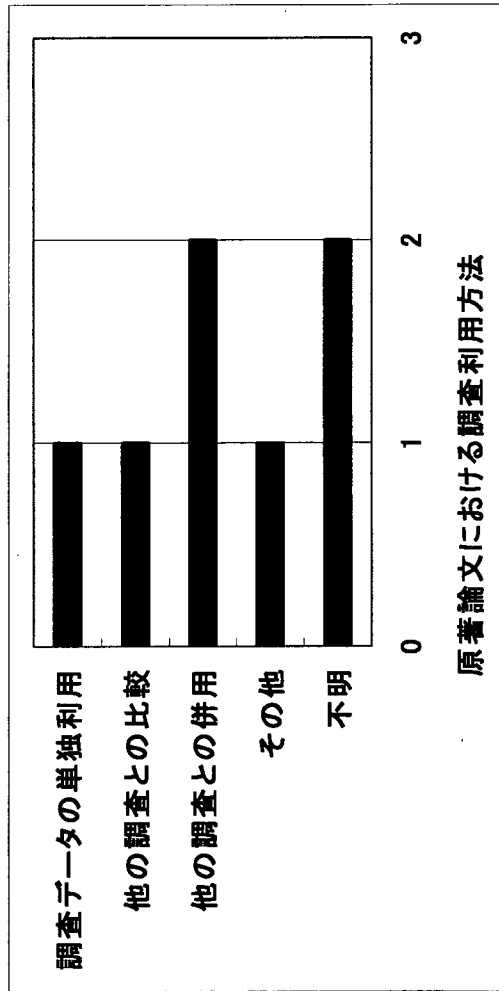
併用された調査なし

図6. 国民健康・栄養調査の活用状況



原著論文での利用データ (複数利用あり)

社会生活・環境	3
健康状態	3
喫煙	1
ストレス自覚度	1
不明	2



併用された調査 (複数利用あり)

国民栄養調査	1
基本健康調査	1
タバコ売渡本数ほか	1
人口動態統計	1
衛生業務報告	1

図7. 国民生活基礎調査の活用状況

原著論文での利用データ（複数利用あり）

特定の疾患による死亡数	23
特定の疾患による死亡率	20
周産期死亡率	5
出生時体重	4
(年齢別)出生数	3
自然死産率	3
出生週数	3
多胎胎児出生率	3
婚姻の状態	2
死亡場所	2
出生順位別出生数	2
男女出生比	2
嫡出子	2
低出生体重児出生率	2
出生時身長	1
出生率	1
人工死産率	1
世代出生数	1
早産率	1
総死亡	1
胎児死亡の男女比	1
乳児死亡率	1
その他	1
不明	4

併用された調査（複数利用あり）

国勢調査	2
------	---

悪性新生物死亡統計、学校基本調査報告書、患者調査、患者の臨床データ、感染症発生動向調査、県警察資料、建築統計年報、厚生労働省衛生業務報告、国民生活基礎調査、国民総所得、国立がんセンター癌発生率、情報通信白書、食糧需給表、人口推計年報、人口データ、人口動態職業・産業別統計、地域癌登録、東京都母子医療統計、統計でみる都道府県のすがた2006、特定疾患治療研究医業受給者調査報告書、内務省衛生局「流行性感冒」、名古屋市健康福祉年報、文部科学省による症例報告、保険会社死亡率統計概説、北海道保健統計年報、民力、労働衛生統計

各1

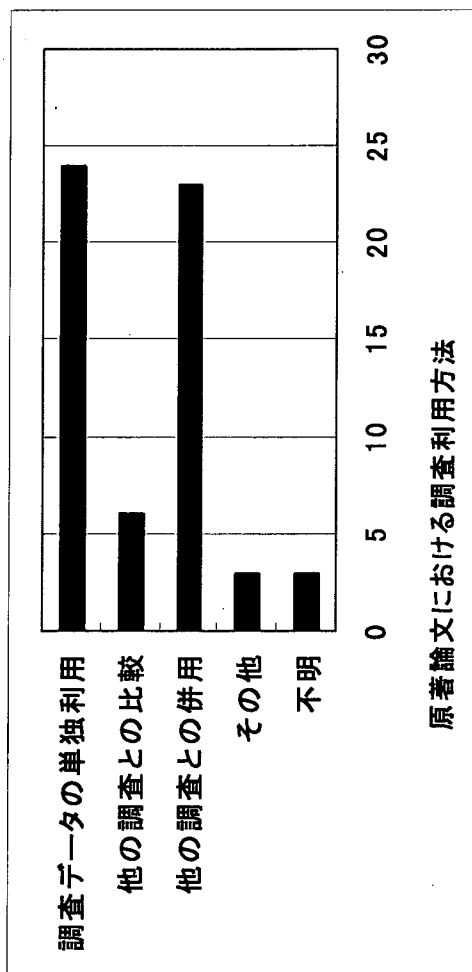
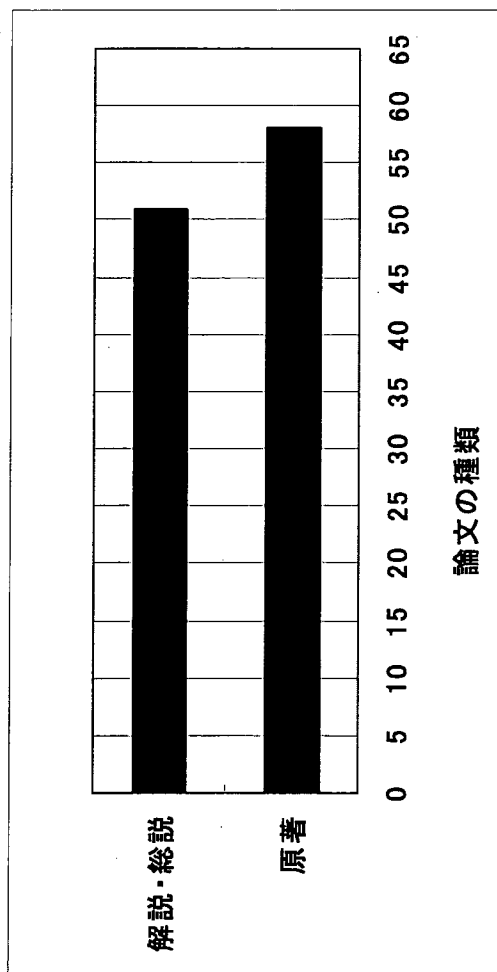


図8. 人口動態統計の活用状況

## 歯科関連の厚生労働統計調査データのリンケージについて

分担研究者 大山 篤 (東京医科歯科大学 歯学部附属病院 歯科総合診療部)

研究協力者 柳澤 智仁 (東京医科歯科大学 健康推進歯学分野)

### 研究要旨

新統計法が平成 21 年 4 月から全面施行され、公的統計の位置付けは「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと大きく変わった。統計情報の有効活用のためのサービスとして、オーダーメイド集計や目的外利用申請が行われる基盤ができつつある。統計調査の目的外利用の一形態である、統計調査間のリンケージは、統計調査の分析に用いられるデータの情報量を増やすことができ、単独の調査ではわからない情報を解析に組み込むことができる。本研究では、歯科関連の厚生労働統計調査にかかわるデータリンケージについて調査し、概要をまとめることを目的とした。統計調査間のリンケージには、1) 異なる統計調査間、2) 同一統計調査の異なる年度間、があり、データリンケージの可能な統計調査の概要と、データリンケージに必要なキー項目をまとめた。その結果、異なる統計調査間のリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査として、1) 国民生活基礎調査 - 国民健康・栄養調査 - 歯科疾患実態調査、2) 国民生活基礎調査 - 保健福祉動向調査、3) 医療施設調査 - 患者調査、が挙げられ、同一統計調査の異なる年度間のリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査として、医師・歯科医師・薬剤師調査が挙げられた。これらの統計調査のリンケージの課題として、1) 国民健康・栄養調査や歯科疾患実態調査の対象者数の検討が必要であること、2) 保健福祉動向調査と国民生活基礎調査のリンケージが今後も可能になれば、疾病量や治療ニーズ等に関する有用な情報が継続的に得られること、3) 医療施設調査と患者調査のリンケージについては、歯科診療所票を二次医療圏や市区町村などで集計した場合に、誤差が大きくなること、等が挙げられた。

### A. 研究目的

新統計法が平成 21 年 4 月から全面施行され、公的統計の位置付けは「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての

統計」へと大きく変わった。旧統計法において、公的統計は行政機関等が活用するために作成・利用するという位置づけのものであった。今回の新統計法の施行

では公的統計の公共性が重要視され、学術研究・高等教育の発展に資すると認められる場合、または国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合には、研究者等も調査票情報を使えることになった。特に平成21年4月からは、オーダーメイド集計や匿名データの提供がサービスとして行われることが総務省統計局のホームページにも明記されており、研究者によって今までと違った切り口で分析が行われるようになれば、公的統計を利用した新たな知見が得られることが期待できる。

さらに、匿名データの提供サービスの活用方法として、統計調査間のリンケージがしばしば議論されるようになった。統計調査データのリンケージとは、同じ対象者に対して実施された統計調査同士をキーとなる項目を手がかりに組み合わせて利用するものである。統計調査間のリンケージを行うことで、統計調査の分析に用いられるデータの情報量を増やすことができ、単独の調査ではわからない情報を解析に組み込むことができる。

本研究では、歯科関連の厚生労働統計調査にかかわるデータリンケージについて調査し、概要をまとめることを目的とした。

## B. 研究方法

統計調査間のリンケージには、1)異なる統計調査間、2)同一統計調査の異なる年度間、がある。歯科に関連した厚生労働統計調査のうち、データリンケージ可能な

ものの概要とデータリンケージに必要なキー項目を表にまとめた(表1~4)。

## C. 研究結果

統計調査間のリンケージが可能であった厚生労働統計調査を表1~3、異なる年度間でリンケージが可能であった厚生労働統計調査を表4に示す。

表1は国民生活基礎調査の後続調査である、国民健康・栄養調査と歯科疾患実態調査のリンケージである。国民生活基礎調査は【世帯票、健康票、介護票】と【所得票、貯蓄票】で調査の系統が異なっており、ここでは【世帯票、健康票、介護票】の調査系統とのリンケージが可能である。これらのリンケージを利用することで、国民生活基礎調査の世帯票、健康票に含まれる調査項目(5月中の家計支出総額や就業状況、自覚症状や通院など)、国民健康・栄養調査に含まれる調査項目(身体状況、栄養摂取状況、生活習慣など)、歯科疾患実態調査に含まれる調査項目(現在歯の状況、喪失歯およびその補綴状況、歯ブラシの使用状況など)の関連を調べることができる。キー項目は各統計調査票の1)地区番号、2)単位区番号、3)世帯番号、4)性別、5)出生年月であり、橋本らによれば、国民生活基礎調査と国民栄養調査とのリンケージは93.2%であったと報告されている。これらのリンケージの欠点としては、国民健康・栄養調査は健康日本21の地方計画策定の際に上乘せ調査が必要になったり、歯科疾患実態調査でも次第に参加者の減少が見られるなど、対象者数が若干少ない傾向にあることが挙げられる。

表 2 は国民生活基礎調査の後続調査である、平成 11 年保健福祉動向調査とのリンケージである。平成 11 年保健福祉動向調査は、国民健康・栄養調査や歯科疾患実態調査とは調査対象者が異なっており、リンケージができないことに注意が必要である。平成 11 年の保健福祉動向調査は、国民の歯科疾患の予防の状況、受療の状況、歯科医療に対する要望等について実態及び意識を把握するものであり、歯科治療に対するニーズがわかる設計となっている。これと国民生活基礎調査のリンケージにより、歯科治療のニーズや受療行動と 5 月中の家計支出額や就業状況などの関連を調査することができる。ただし、保健福祉動向調査は平成 15 年調査を最後に廃止されてしまっており、同様の情報が得られないことが難点である。キー項目は各統計調査票の 1) 地区番号、2) 単位区番号、3) 世帯番号、4) 性別、5) 出生年月である。

表 3 は医療施設調査と患者調査のリンケージである。医療施設の特長（診療科目、従事者数、看護体制、救急医療体制、主な診療機器・設備、手術等の実施状況など）と患者特性（患者の住所や外来の種別、疾病名など）との関連を見るのに適している。ただし、この 2 つの調査のリンケージに関して、患者調査は抽出調査ですべての市区町村について調べられていないため、歯科診療所票を二次医療圏や市区町村などで集計した場合に、誤差が大きくなるという欠点をふまえた分析が必要である。キー項目は医療施設調査票の整理番号、患者調査票の施設番号である。

表 4 は異なる年度間でリンケージが可能な医師・歯科医師・薬剤師調査のリンケ-

ージである。医師・歯科医師・薬剤師調査では、従事先の所在地をもとにした地域偏在や、業務の種別を利用した勤務医数などが検討されており、これらの変化が経年的に把握できることが期待される。キー項目は主に医籍登録番号、歯科医籍登録番号、薬剤師名簿登録番号である。

#### D. 考察

新統計法における統計調査の有効利用促進の流れをうけて、公的統計調査データのリンケージを用いた研究の発展が期待されている。本研究では、歯科関連の厚生労働統計調査にかかわるデータリンケージについて調査し、概要をまとめることを目的とした。以下に、本研究を通して得られた歯科関係の厚生労働統計に関するデータリンケージの課題について検討すべきと思われる課題を挙げる。

- ・統計調査間のリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査については、まず、国民生活基礎調査とその後続調査である、国民健康・栄養調査や歯科疾患実態調査についてのリンケージが可能であることがあげられる。これらのリンケージに関して、厚生労働省に目的外利用申請を行う際には各統計調査の調査項目を熟知しておかなければならないことから、後続調査の調査票もインターネット上で容易に確認できる状況が望まれる。
- ・国民健康・栄養調査や歯科疾患実態調査については調査対象の数が少ないことが指摘されており、今後、リンケージを用いた研究を行う際にも各調査の調査対象数の影響を受ける可能性も考えられるため、リンケージにも十分に耐えうるよう



な調査対象数の検討も必要であると考えられる。

- ・国民生活基礎調査と保健福祉動向調査のリンケージについては、保健福祉動向調査が平成 15 年を最後に廃止されてしまったため、同様の情報が得られなくなってしまっている。しかし、保健福祉動向調査の調査項目には疾病量や治療ニーズの検討に利用できる情報が多く含まれている。新統計法により国民生活基礎調査の世帯票、健康票などとのリンケージによって多くの要因が検討できる環境が整いつつある現在では、今後も保健福祉動向調査と同様の調査が国民生活基礎調査とリンケージ可能な形で企画できれば、疾病量や治療ニーズ等に関する有用な情報が継続的に得られることが予想される。
- ・国民生活基礎調査の調査系統は 2 つあり、リンケージに使用できるのは【世帯票、健康票】の系統であることに注意が必要である。【所得票、貯蓄票】は別の調査系統であるためにリンケージには利用できないが、所得や貯蓄の情報と保健福祉動向調査のリンケージの可能性についても検討の余地があると考えられる。
- ・医療施設調査と患者調査のリンケージについては、歯科診療所票を二次医療圏や市区町村などで集計した場合に、誤差が大きくなるという欠点が指摘されている。この誤差やキー項目によるリンケージが実施できる割合なども今後の研究による検討が待たれるところである。
- ・医師・歯科医師・薬剤師調査の異なる年度間のリンケージについては、今までも医師の偏在や女性医師の就業状況などの有用な情報が得られており、新統計法に

よりこれらの調査がより実施しやすくなることが期待される。

上記以外にも、統計調査の目的外使用全体の課題もある。統計調査データの目的外利用申請にはかなりの時間を要することが以前から指摘されており、異なる統計調査のデータリンケージを行うには、さらに多くの時間や労力がかかることが容易に想像できる。目的外利用申請が容易に行える状況にならない限り、データリンケージを用いた研究も増加しないと思われる。特に厚生労働科学研究費による研究などでは、研究期間が限定されているため、その期間内に成果を出さなければならない。実際のデータ解析時間を長く取れば、それだけ検討できる内容も増えて成果も期待できるだけに、短期間に目的外利用申請が認可されるようなシステムの構築が必要である。同時に、統計調査の目的外利用申請にかかわる厚生労働省の担当者の負担を減らすことも早期に検討しておく必要がある。今後は研究者による公的統計調査の目的外申請の件数も増加する可能性が高く、さまざまな業務を兼務しつつ、膨大な時間や申請者とのやり取りが必要となる目的外利用申請に対応することは難しくなってくることが予想される。

## E. 結論

本研究では、歯科関連の厚生労働統計調査にかかわるデータリンケージについて調査し、概要をまとめることを目的とした。統計調査間のリンケージには、1) 異なる統計調査間、2) 同一統計調査の異

なる年度間、があり、データリンケージの可能な統計調査の概要と、データリンケージに必要なキー項目をまとめた。その結果、異なる統計調査間のリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査として、1) 国民生活基礎調査 - 国民健康・栄養調査 - 歯科疾患実態調査、2) 国民生活基礎調査 - 保健福祉動向調査、3) 医療施設調査 - 患者調査、が挙げられ、同一統計調査の異なる年度間のリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査として、医師・歯科医師・薬剤師調査が挙げられた。これらの統計調査のリンケージの課題として、1) 国民健康・栄養調査や歯科疾患実態調査の対象者数の検討が必要であること、2) 今後も保健福祉動向調査と同様な調査が国民生活基礎調査とリンケージ可能な形で企画できれば、疾病量や治療ニーズ等に関する有用な情報が継続的に得られること、3) 医療施設調査と患者調査のリンケージについては、歯科診療所票を二次医療圏や市区町村などで集計した場合に、誤差が大きくなること、等が挙げられた。

## **F. 研究発表**

未発表

## **G. 知的財産の出願・登録状況**

なし

表1. 統計調査間のリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査①

統計調査名	国民生活基礎調査 (世帯票・健康票) 【記載内容は平成19年のもの】	国民健康・栄養調査 【記載内容は平成19年のもの】	歯科疾患実態調査 【記載内容は平成17年のもの】
調査の目的	この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものである。	この調査は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の身体の状態、栄養素等摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とした。
調査の頻度	毎年(ただし、昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は小規模な調査を実施する)	毎年(歯の健康に関する調査は2004年に初めて行われた)	6年ごと
調査の対象及び客体	全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した5,440地区内のすべての世帯及び世帯員を客体とした。	調査の対象は、平成18年国民生活基礎調査において設定された調査地区内の世帯の世帯員で、平成18年11月1日現在で満1歳以上の者とした。 調査の客体は、平成18年国民生活基礎調査において設定された調査地区から、層化無作為抽出した300単位区内の世帯及び世帯員とした。	全国を対象とし、平成17年国民生活基礎調査により設定された単位区から層化無作為抽出した299単位区内の世帯および当該世帯の満1歳以上の世帯員を調査客体とした。
調査事項	1)世帯票：単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、乳幼児の保育状況、就業状況等 2)健康票：自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、悩みやストレスの状況、こころの状態、健康診断等の受診状況等	1)身体状況調査票：ア.身長、体重(満1歳以上)、イ.腹囲(満6歳以上)、ウ.血圧(満15歳以上)、エ.血液検査(満20歳以上)、オ.1日の運動量(歩行数)(満15歳以上)、カ.問診(服薬状況、運動)(満20歳以上)、キ.開眼片足立ち(満40歳以上)、 2)栄養摂取状況調査票(満1歳以上)：世帯員各々の食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況(欠食・外食等)、 3)生活習慣調査票(満6歳以上)：食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般を把握した。特に平成18年調査では、健康日本21における「身体活動・運動」分野推進の基礎データとするため、身体活動・運動に関する知識、態度、行動について把握するとともに、医療制度改革にあたり都道府県健康増進計画に新たに位置づける項目として「健診受診率、保健指導実施率、医療機関受診率」及び食育推進基本計画の目標値に関する項目として「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の認知度」等についても把握した。	調査票記入要領の定めるところにより次の事項を調査票に記入した。 1) 受診者に質問して記入する事項 低年齢児については保護者等に質問し記入した。低年齢児については保護者等に質問し記入した。 2) 口腔診査を実施して、その結果を記入する事項 主な調査事項： 1) 現在歯の状況(う蝕の有無、処置の有無) 2) 喪失歯およびその補綴状況 3) 歯肉の状況 4) 歯列・咬合の状況 5) 歯ブラシの使用状況 6) フッ化物の塗布状況 7) 咬合・顎関節の異常
キー項目	各統計調査票の1)地区番号、2)単位区番号、3)世帯番号、4)性別、5)出生年月をもとにリンケージを行う。		

表2. 統計調査間のリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査 ②

統計調査名	国民生活基礎調査 (世帯票・健康票) 【記載内容は平成19年のもの】	保健福祉動向調査 【記載内容は平成11年のもの】
調査の目的	この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものである。	本調査は、国民の保健及び福祉に関する事項について、世帯の側から基礎的な情報を得ることを目的としている。 本年は、健康な身体づくりの基本的な分野である「歯科保健」をテーマとし、国民の歯科疾患の予防の状況、受療の状況、歯科医療に対する要望等について実態及び意識を把握し、今後の歯科保健対策の基礎資料を得ることを目的とした。
調査の頻度	毎年(ただし、昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は小規模な調査を実施する)	平成15年を最後に廃止されている。
調査の対象及び客体	全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した5,440地区内のすべての世帯及び世帯員を客体とした。	全国の世帯員を対象とし、平成11年国民生活基礎調査の調査地区から層化無作為抽出した300地区内における満15歳以上のすべての世帯員を調査の客体とした。
調査事項	1)世帯票：単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、乳幼児の保育状況、就業状況等 2)健康票：自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、悩みやストレスの状況、こころの状態、健康診断等の受診状況等	1)身体状況調査票：ア.身長、体重(満1歳歯の状態、歯や口の中の悩みや気になること(自覚症状)、歯や歯ぐきの健康のための注意、歯みがきの状況、歯間部清掃用具の使用状況、歯みがき指導及び歯科健康診査の状況、受療の状況、義歯(入れ歯、ブリッジ)の作製及び使用状況、歯科医療に対する要望、寝たきり等で在宅で介護を要するようになったときに望むサービス、健康意識
キー項目	各統計調査票の1)地区番号、2)単位区番号、3)世帯番号、4)性別、5)出生年月をもとにリンケージを行う。	

表3. 統計調査間のリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査③

統計調査名	医療施設調査(歯科診療所票) 【記載内容は平成17年のもの】	患者調査(歯科診療所票) 【記載内容は平成17年のもの】
調査の目的	この調査は、全国の医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	この調査は、病院及び診療所(以下「医療施設」という。)を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
調査の頻度	「静態調査」3年ごと 「動態調査」毎月	3年ごと
調査の対象及び客体	「静態調査」調査時点で開設している全ての医療施設(医療施設には、住診のみの診療所、沖縄県における介輔診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は含まない。) 「動態調査」医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設	全国の医療施設を利用する患者を対象とし、層化無作為により抽出した医療施設における患者を客体とした。
調査事項	「静態調査」施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、看護体制、救急医療体制、在宅医療サービス、主な診療機器・設備、手術等の実施状況、その他関連する事項 「動態調査」施設名、所在地、開設者、許可病床数、診療科目等	性別、出生年月日、患者の住所、外来の種類別、疾病名、診療費等支払い方法等
キー項目	医療施設調査票の整理番号、患者調査票の施設番号をもとにリンケージを行う。	

表4. 異なる年度間でリンケージが可能な歯科関連の厚生労働統計調査

統計調査名	医師・歯科医師・薬剤師調査 【記載内容は平成18年のもの】
調査の目的	この調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和57年までは毎年、同年以降は2年ごとに実施している。
調査の頻度	2年ごと
調査の対象及び客体	我が国に住所があつて、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を調査の客体とした。
調査事項	(1)住所 (2)性 (3)生年月日 (4)登録年月日等(5)業務の種別(6)主たる業務内容(薬剤師を除く。)(7)従事先の所在地(8)従事する診療科名(薬剤師を除く。)
キー項目	主に医籍登録番号(医師届出票)、歯科医籍登録番号(歯科医師届出票)、薬剤師名簿登録番号(薬剤師届出票)である。

## 厚生労働統計調査の提供申出に関する検討

協力研究者 柳澤 智仁 (東京医科歯科大学大学院 健康推進歯学分野)

分担研究者 大山 篤 (東京医科歯科大学 歯学部附属病院 歯科総合診療部)

### 研究要旨

2007年5月に公布された新統計法に基づき、官庁統計の個票データを得るための目的外申請の手順および必要書類について確認を行った。新統計法には「公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない」と記載がある。しかし、現時点では目的外申請を行ってデータ利用の認可を受けるにはまだ、かなりの労力がかかることがわかった。提出書類への記入事項に関しても、厚生労働省の担当者との数度のやりとりを経ることによって、ようやく次のステップへ進むのが現状である。これは厚生労働省の担当者にとっても同様に、目的外申請のやりとりにかなりの時間を取られていることと思われる。

今後、より利便性を高めるために、マニュアルの整備、担当窓口の専門化等のシステム整備が急務であると考えられた。

### A. 研究目的

2007年5月に公布された新統計法では、1)公的統計の体系的・計画的整備の推進、2)統計データの有効利用の促進、3)統計調査の対象者の秘密保護の強化、4)統計整備の「司令塔」機能の強化、が4本柱として挙げられており、政府統計・行政資料の充実や二次利用の促進が期待される。

本研究では、上記項目のうち 2)統計データの有効利用の促進について着目し、新統計法公布以降、研究者がどのようなアプローチで解析実行に適した形式のデータを入手することができるのか、すなわち官庁統計の個票データを入手するために行う目的外申請の書類

作成および手順等どのようにすればよいのかについて調査を行った。

### B. 調査方法

本調査において、対象とした官庁統計は「歯科疾患実態調査」、「国民健康・栄養調査(国民栄養調査)」、「国民生活基礎調査」、「保健福祉動向調査」、「医療施設調査」、「患者調査」の6統計である。

「歯科疾患実態調査」は厚生労働省歯科保健課、「国民健康・栄養調査(国民栄養調査)」は厚生労働省生活習慣病対策室、「国民生活基礎調査」、「保健福祉動向調査」、「医療施

設調査」、「患者調査」は厚生労働省統計情報部にそれぞれ申請を行った。

### C. 研究結果

旧統計法には、第十五条に「何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計の目的以外に利用してはならない。2 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。」との記載があり、統計作成機関との共同研究、委託研究などを除いて、二次利用について認められるのは例外的なものであった。昨今では科研費等は公益性のあるものとして認められるようにはなっているが、審査手順が煩雑かつ長期間に及び、利便性の観点で使いやすいものとは言えなかった。

2007年に公布された新統計法では、基本理念として総則の第3条に次の様な記載がある。

#### (基本理念)

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
- 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
- 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

また旧統計法では制限の多かった二次利用に関しては、第3章に記載がある。

#### (調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

#### (調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

#### (委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

#### (匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る



調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定による委託を受けた独立行政法人等(以下この条において「受託独立行政法人等」という。))が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。

- 2 前項の規定により受託独立行政法人等

に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

- 3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。
- 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

上記の条件に該当すれば、2次利用が可能となる。総則にある通り、統計情報へのアクセスは旧統計法時に比べ容易になってくるものと考えられる。しかし、2009年9月の審査開始以降、2010年2月末日現在、統計情報部とのやり取りはまだ行われているところであり、まだ利用の承認は得られていない。

以下、審査に要した書類の要点(統計情報部からの指摘を含む)を記載する。

#### (1) 様式第01号(別紙)

##### 1 統計調査の名称

申請する調査名を記載。申請する調査が複数にわたり、かつ担当する部署が同一の場合は併記する。

- 例) 基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための調査  
患者調査(基幹統計「患者調査」を作成するための調査)

##### 2 調査票情報の利用目的

利用目的の記載。研究概要は別添として添付する。なお、複数の調査について申請する場合、一つひとつの調査について記載する。

### 3 調査票情報の利用者の範囲

調査票利用者の氏名を調査票毎に記載する。

例) <患者調査>

転写 CD-R の利用者  
東京医科歯科大学 歯科総合診療部  
大山 篤

### 4 利用する調査票情報の名称及び範囲

申請する調査の名称、年度等を記載する。

例) <患者調査>

- (1) 名称:患者調査歯科診療所票
- (2) 年次等:平成 17 年
- (3) 地域:全国
- (4) 属性的範囲:全調査対象

### 5 利用する調査事項及び利用方法

<調査事項>:別添に調査項目を列挙

<利用方法>:利用方法を記載

例) 転写 CD-R の利用方法

厚生労働省から提供を受けた転写 CD-R を用いて、前記 3 の利用者が後記 7 の利用場所において別添 2 の通り分析し、別添 3 の集計表及び結果表を作成する。なお、集計に当たっては、市町村単位のセルごとの該当個人数が 10 以上のものについて集計することとする。

### 6 利用期間

提供された CD-R の使用期間を記載す

る。

例) 転写 CD-R の利用期間は、厚生労働省から転写 CD-R の提供を受けた日から 6 ヶ月間。

### 7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

申請した各調査について利用場所、利用環境、保管場所、管理方法を記載する。

なお、管理方法については、調査票情報を利用するコンピュータに導入されたアンチウイルスソフト(具体名)、セキュリティホール対策、ID・パスワード認証、スクリーンロックに関する具体的記載を求められた。また、データ使用箇所が複数に及ぶ場合、その理由を明記するよう求められた。

例) 転写 CD-R の利用場所は東京医科歯科大学歯科総合診療部および東京医科歯科大学健康推進歯学分野内。本研究における使用データは広範に及び、それがゆえに貴重なものである。従って導出される結果は非常に重要な意味をもち、影響力も大きいことから、複数の研究者が様々な視点から解析を行い、確認を行うのが必要である。迅速かつ正確に解析を進めるために、研究者が各々の研究機関にて作業を進める方が適切と考えられ、利用場所の申請を複数個所行う。なお、それぞれの機関におけるセキュリティ対策は以下の通りのものとし、いずれの機関においても利用環境は整備されている。

【東京医科歯科大学 総合診療部】

情報処理作業のために、独立かつ錠

可能な情報処理用のスペースを確保し、作成された情報は全て同スペース内に保管する。上記 3 に記載する者が、同スペースに許可を得ていない者が不用意に立ち入ることのないようチェックする。部屋の扉は常に閉めておき、作業内容が通路を通りかかる者の目に入らないようにする。作業上必要な機器類は、全て情報処理スペース内に設置する。なお、部屋・設備・機器類のメンテナンス作業者が、部屋・設備・機器類のメンテナンスの目的で入室する場合は、作業を中断し、情報が作業者の目に触れないことを確認し、上記 3 に記載する者が在席した上で、入室を許可する。ただし、清掃業者が就業時間外に清掃作業を実施する場合、上記 3 に記載する者の在席は不可能であり、その限りではないが、コンピュータは電源を切る、ないしはパスワードを入力しない限りアクセスできない状態にし、データをキャビネットなどに収納して施錠したことを確認して帰宅する。情報処理に使用するコンピュータの OS には Windows XP を使用し、予め登録された利用者のみが利用可能となるように、ユーザー ID とパスワードで管理する。なお利用者は、パスワードを定期的に変更する。コンピュータにログインした状態で離席せず、短時間であってもログオフして離席する。また併せて、コンピュータのログ情報を定期的に監視し、許可のない者の不正使用ないし許可を得ている者であっても利用が適正かどうか確認を行う。

情報処理使用時にコンピュータは他のコンピュータとネットワークで繋がってい

ないスタンドアロンのコンピュータとする。ウイルス対策として、アンチウイルスソフトウイルスバスター 2009 (Trend Micro 社) を導入する。また、定期的な実践事項として、ソフトのアップデートを行う。この際は、コンピュータ上で情報処理を行われおらず、該当ファイルが HDD 上に残っていない状態になったことが確認できたところで外部ネットワークに接続し、ウイルス情報に関するアップデートを行う。この際、同時に OS を最新版へアップデートし、OS のエラー由来のセキュリティホール対策を行う。その他、セキュリティホール対策として、OS に附属しているファイアウォールの設定を行う。

調査票情報及び中間生成物は全て外付けの USB メモリーに格納しサーバー及びコンピュータに内蔵される記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。また必要となる USB メモリーの保管には、十分な安全管理措置をはかる。USB メモリーは、情報処理スペース内の鍵のかかるキャビネットに収納し、作業上必要な場合以外は施錠しておく。また同 USB メモリーを情報処理スペース外へ一切持ち出さないこととする。

不要となったデータは速やかに消去する。なお、パーソナルコンピュータのファイル消去では、ファイルを認識する情報のみが消去され、データそのものはメディアに残っており、データを復活させることが可能な場合もあるため、消去用ソフトを使用して、メディアからデータが完全に消去する。

## 8 結果の公表方法及び公表時期

結果の公表様式について記載する。

例) 集計終了後、厚生労働省へ報告し、公表する。また、結果は運営会議の資料として発表するとともに、HPにて掲載する予定。なお、個人が特定できるような属性については秘匿措置を講じる。

## 9 転写書類の利用後の処置

転写書類の利用後の取り扱いについて記載する。

例) 調査票情報並びに分析及び集計に用いた中間集計表についても、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに消去または裁断する。USB メモリーについても消去する。

## 10 転写書類の仕様

例に従い、提供される媒体の要件を記載する。

例) ファイル形式 テキスト形式  
文字コード SJIS  
不要項目の処理 ブランク

## 11 事務担当者

事務担当者氏名、所属、所在地、電話番号、e-Mail アドレスを記載する。

### (2) 様式第 01 号申出書

指定された様式に則り記載を行う。

様式第 01 号申出書の例を図 1 に示す。

### (3) 目的外使用必要書類・誓約書

指定された様式に則り記載を行う。

ただし、独立行政法人に所属する者は同誓約書に記名する必要はない。あくまでも

私的機関に所属する者のみが対象となる。

同誓約書の提出に合わせて、研究協力依頼書、目的外使用必要書類・研究協力者も添付する。誓約書の例を図 2 に示す。

### (4) その他

研究概要等を別添とする。なお、調査項目をどのような形式で活用するのか、クロス表を作成し、提出する必要がある。

## D. 考察

「公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない」と新統計法に記載されているものの、現時点では目的外申請を行ってデータ利用の認可を受けるにはまだ、かなりの労力がかかることがわかった。提出書類への記入事項に関しても、厚生労働省の担当者との数度のやりとりを経ることによって、ようやく次のステップへ進むのが現状である。これは厚生労働省の担当者にとっても同様に、目的外申請のやりとりにかなりの時間を取られていることと思われる。

一方で、新統計法による制度改正に伴い、今後、多くの研究者が官庁統計の目的外申請を行うことが予想される。その際、作業の効率化の面で、窓口の一本化、専門官の配置が必要になってくるものと考えられた。また、マニュアル等を整備し、書類点検をより簡略化できるようにするシステム作りが重要と考えられた。

## E. 結論

新統計法に基づく目的外申請は未だ道半ばの状況であり、今後、基本理念に見合ったも